

# 出雲市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	出雲市
事 業 名	:	下水道事業
策 定 日	:	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	:	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道:昭和63年度(28年) 特定環境保全公共下水道: 昭和63年度(28年 田岐地区)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	平成31年4月1日 (一部適用:予定)
処理区域内人口密度	公共下水道:2854.55人/km <sup>2</sup> 特定環境保全公共下水道: 2422.11人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	有(公共下水道)
処理区数	公共下水道 : 5(出雲・平田・大社・湖陵・斐川) 特定環境保全公共下水道 : 3(田岐・口田儀・河下)		
処理場数	公共下水道 : なし 特定環境公共下水道 : 3箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	【広域化】 公共下水道は、宍道湖西部流域公共下水道へ接続(参画団体:松江市・出雲市)		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用年月:平成23年4月分(消費税率改正に伴う料金改定:平成26年4月)</li> <li>・維持管理費と公債費に必要な収入の5割程度を使用料収入で賄う。</li> <li>・従量制料金について、基本料金と超過料金の汚水量区分は上水道と同様の8区分とする。</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">【従量制】</th> <th style="text-align: left;">【人数制】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・基本料金 8m<sup>3</sup>まで 1,296円</td> <td>世帯区分 使用料(月額)</td> </tr> <tr> <td>・超過料金(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>1人世帯 1,950円</td> </tr> <tr> <td>8m<sup>3</sup>超~ 16m<sup>3</sup>まで 155.52円</td> <td>2人世帯 3,106円</td> </tr> <tr> <td>16m<sup>3</sup>超~ 25m<sup>3</sup>まで 187.92円</td> <td>3人世帯 4,262円</td> </tr> <tr> <td>25m<sup>3</sup>超~ 50m<sup>3</sup>まで 205.20円</td> <td>4人世帯 5,418円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>超~ 100m<sup>3</sup>まで 226.80円</td> <td>5人世帯 6,574円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>超~ 200m<sup>3</sup>まで 250.56円</td> <td>6人世帯 7,730円</td> </tr> <tr> <td>200m<sup>3</sup>超~ 500m<sup>3</sup>まで 272.16円</td> <td>7人以上世帯 8,886円</td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超~ 298.08円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【従量制】	【人数制】	・基本料金 8m <sup>3</sup> まで 1,296円	世帯区分 使用料(月額)	・超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	1人世帯 1,950円	8m <sup>3</sup> 超~ 16m <sup>3</sup> まで 155.52円	2人世帯 3,106円	16m <sup>3</sup> 超~ 25m <sup>3</sup> まで 187.92円	3人世帯 4,262円	25m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> まで 205.20円	4人世帯 5,418円	50m <sup>3</sup> 超~ 100m <sup>3</sup> まで 226.80円	5人世帯 6,574円	100m <sup>3</sup> 超~ 200m <sup>3</sup> まで 250.56円	6人世帯 7,730円	200m <sup>3</sup> 超~ 500m <sup>3</sup> まで 272.16円	7人以上世帯 8,886円	500m <sup>3</sup> 超~ 298.08円	
【従量制】	【人数制】																				
・基本料金 8m <sup>3</sup> まで 1,296円	世帯区分 使用料(月額)																				
・超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	1人世帯 1,950円																				
8m <sup>3</sup> 超~ 16m <sup>3</sup> まで 155.52円	2人世帯 3,106円																				
16m <sup>3</sup> 超~ 25m <sup>3</sup> まで 187.92円	3人世帯 4,262円																				
25m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> まで 205.20円	4人世帯 5,418円																				
50m <sup>3</sup> 超~ 100m <sup>3</sup> まで 226.80円	5人世帯 6,574円																				
100m <sup>3</sup> 超~ 200m <sup>3</sup> まで 250.56円	6人世帯 7,730円																				
200m <sup>3</sup> 超~ 500m <sup>3</sup> まで 272.16円	7人以上世帯 8,886円																				
500m <sup>3</sup> 超~ 298.08円																					
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし																				
その他の使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>【温泉汚水】(暫定:次期料金改定時に調整予定)</li> <li>・基本料金 0m<sup>3</sup>~100m<sup>3</sup> 10,800円</li> <li>・超過料金(1m<sup>3</sup>につき)</li> <li>100m<sup>3</sup>超~200m<sup>3</sup>まで 118.8円</li> <li>200m<sup>3</sup>超~300m<sup>3</sup>まで 129.6円</li> <li>300m<sup>3</sup>超~400m<sup>3</sup>まで 140.4円</li> <li>400m<sup>3</sup>超~500m<sup>3</sup>まで 151.2円</li> <li>501m<sup>3</sup>超~ 162.0円</li> </ul>																				

条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,291 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	公共 4,016円 特環 3,950円
	平成26年度	3,291 円		平成26年度	公共 3,987円 特環 3,928円
	平成25年度	3,200 円		平成25年度	公共 3,809円 特環 3,847円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	37人(農業・漁業集落排水事業・浄化槽事業を含む)
事業運営組織	上下水道局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道管理課(企画管理係・普及係・施設維持係)</li> <li>— 下水道建設課(管理係・計画係・工務1係・工務2係・工務3係)</li> <li>— 平田上下水道事務所(下水道管理係・下水道工務係)</li> <li>— 河南上下水道事務所(上下水道1係・上下水道2係)</li> <li>— 斐川上下水道事務所(管理係・工務係)</li> </ul>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(民間委託実施業務) 施設維持管理業務、汚泥収集運搬業務、産業廃棄物処理業務、TVカメラ調査業務、電気保安業務、消防設備保守点検業務、下水道施設情報配信業務、水質検査業務等
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析: 別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

## 2. 経営の基本方針

・「出雲市污水处理施設整備計画(概成計画)」に基づき、污水处理の未普及解消に向け、効率的かつ計画的な取り組みを推進します。

・污水处理事業の安定的な継続のため、より効率的、効果的な事業運営をめざします。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

投資計画については、実施を予定している下記事業等について必要予定額の計上を行った。

#### 【公共下水道事業】

##### ○新設(未普及解消)事業

・出雲市污水处理施設整備計画(概成計画)に基づき、計画完了時における污水处理施設の概成を目指し整備を実施する。

計画期間 平成29年度～48年度

污水处理人口普及率目標: 98.3%(計画完了時、集落排水、浄化槽等を含む)

整備面積 1,430ha  
事業費 362億円(うち平成29年度～38年度:約164億円)

○改良・更新事業

・下水道施設長寿命化事業

平成27年度に策定した「下水道管路施設長寿命化計画」に基づく幹線管路の長寿命化のための設計及び対策工事  
計画期間 平成29年度～38年度 事業費 420,000千円

・下水道施設改築更新費

供用開始後10年を経過した下水道管路(陶管及びビニール管)の損傷の有無の調査及び管路更正工事費  
計画期間 平成29年度～38年度 事業費 500,000千円

・統廃合事業

公共下水道に隣接する集落排水施設の更新及び維持管理経費の抑制のための公共下水道への接続事業  
計画期間 平成31年度～38年度 事業費 621,000千円

○その他

・流域下水道建設費負担金

宍道湖西部流域公共下水道の建設費負担金(県の事業計画及び過去実績に基づく見込額)  
計画期間 平成29年度～38年度 事業費 約535,000千円

・公営企業会計導入事業費

下水道事業会計の公営企業会計移行に要する経費  
計画期間 平成29年度～30年度 事業費 約148,000千円

【特定環境保全公共下水道事業】

○改良・更新事業

・下水道施設長寿命化事業

平成27年度に策定した下水道長寿命化計画に基づく、田崎浄化センターの改築更新(耐震化含む)及び管路の長寿命化事業

計画期間 平成29年度～31年度 事業費 149,700千円

・下水道施設改築更新費

老朽化した施設の機器更新に要する経費  
計画期間 平成29年度～38年度 事業費 20,000千円

② 収支計画のうち財源についての説明

【公共下水道事業】

○使用料 直近決算値×有収水量の増減見込率により算定

出雲市汚水処理施設整備計画(概成計画)に基づく整備による供用開始区域の拡大により、使用料は年平均1.4%程度の増

・有収水量=年間発生汚水量×有収率

・年間発生汚水量=過年度実績に基づく地区別汚水量原単位×地区別水洗化人口(地区別人口予測値に水洗化率予測値を乗じたもの)

※地区別人口予測値には、整備に伴う供用人口の増及び社人研コーホート人口値による減少率を反映

・有収率=過年度実績に基づく設定値

○企業債収入

企業債収入については、未償還残高の増加を生じることのないよう計上を行った。

・下水道事業債:対象事業費から特定財源(国庫補助金、受益者負担金等)を控除した額により発行可能額を算定

・資本費平準化債:発行予定額を算出

※借入条件:直近の借入条件による(元利均等償還)

下水道事業債:償還期間30年、据置5年、利率0.1%

資本費平準化債:償還期間20年、据置3年、利率0.3%

○一般会計繰入金

特別会計による運営であることから、会計全体の収支不足額について繰入を行う。

・基準内繰入金:総務省の繰入基準に基づく繰入額

・基準外繰入金:繰入基準以外の資金不足額(建設改良費における一般財源分等)

【特定環境保全公共下水道事業】

○使用料 直近決算値×有収水量の増減見込率により算定(公共下水道事業と同じ)

新設事業については完了しており、地区別人口予測値には、社人研コーホート人口値による減少率を反映し、使用料は年平均0.9%程度の減

○企業債収入

公共下水道事業と同じ

○一般会計繰入金

公共下水道事業と同じ

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、下記のとおり推計を行う。なお、消費税の課税対象経費については、平成31年10月に予定されている税率改定を反映する。

**【各事業共通】**

- ・職員給与費 平成28年度在籍者の人件費を基に、平均昇給率及び退職、採用による増減見込みを反映して推計
  - ・動力費 電力料：平成29年度見込額を基に、物価上昇等による影響額を年2%として推計
  - ・薬品費 過年度実績及び平成29年度見込額(予算見積額)を基に推計(公共下水道事業は処理場がないため計上なし)
  - ・修繕費 過年度実績及び平成29年度見込額(予算見積額)を基に推計
  - ・委託費 使用料徴収委託：平成29年度見込額(予算見積額)を基に、各年度の量水器取替経費の増減を加味して推計
  - 維持管理委託等：過年度実績及び平成29年度見込額(予算見積額)を基に推計
  - ・その他経費 過年度実績及び平成29年度見込額(予算見積額)を基に推計
  - ・企業債元利償還金
    - 既発債 起債償還表に基づき、各年度の所要額を積算
    - 新発債 各年度の資本的収入計上額について、設定した借入条件で試算を行い、各年度の償還予定額を積算
- 下水道事業の元利償還金は、平成29年度をピークに減少に転じ、平成38年度(収支計画最終年度)には、対平成29年度比で年額4%の減を見込んでいます。
- 特定環境保全公共下水道事業の元利償還金は、建設事業の完了により平成27年度をピークに減少に転じており、平成38年度(収支計画最終年度)には、平成29年度末比で年額30%の減を見込んでいます。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	○最適化計画 市内に点在する集落排水事業等の汚水処理施設については、今後施設の更新期を迎えることから、将来にわたる更新及び維持管理費の抑制を図るため、施設の統廃合を含めた最適化計画を策定し、公共下水道に隣接する集落排水施設の公共下水道への接続事業について投資計画に反映を行う。
投資の平準化に関する事項	○下水道ストックマネジメント計画の策定 下水道事業は、昭和63年の供用開始以来、整備区域の拡張を続けながら整備を進めてきており、今後耐用年数を経過した機器や構築物が大量に発生することが予想されることから、ストックマネジメントによる施設の長寿命化及び更新計画の策定を行い、経費の平準化及び計画的な執行に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の借入見込額の減少に伴い、他会計繰入金が増加が見込まれている。 また、社会構造の変化による人口減少に伴う使用料収入の伸び悩みに加え、施設更新費及び維持管理費等の経費の増が今後見込まれることから、汚水処理経費の適正な受益者負担の検討を行い、使用料に反映させていく。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	

動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	下水道ストックマネジメント計画の策定に伴い、施設の計画的な修繕計画を策定し、経費の平準化を図る。
委託費に関する事項	
その他の取組	最適化(統廃合)計画の策定、実施に伴う維持管理経費の影響額について収支計画に反映を行う。 下水道事業の公営企業会計導入(平成31年度予定)により、財務諸表の作成等を通じて経営及び資産の状況を明らかにするとともに、経営基盤の強化を目指す。

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の進捗管理については、今後の予算編成への反映を行うとともに、決算等による実施状況の評価、検証を行います。 また、今回投資・財政計画に未反映となった最適化及びストックマネジメント計画については、早期の計画策定を行い、平成31年度に予定している公営企業会計の適用にあわせて計画の見直しを図ることとします。
---------------------	--

# 経営比較分析表

鳥根県 出雲市

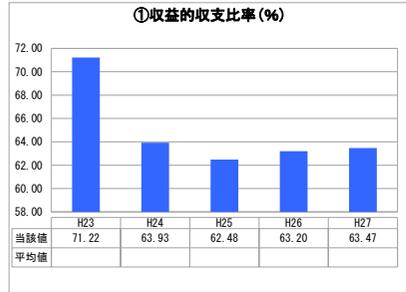
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	44.84	91.16	3,291

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
175,118	624.36	280.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
78,443	27.48	2,854.55

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



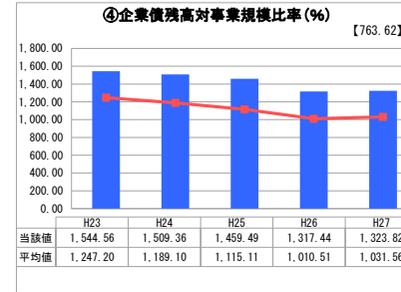
「単年度の収支」



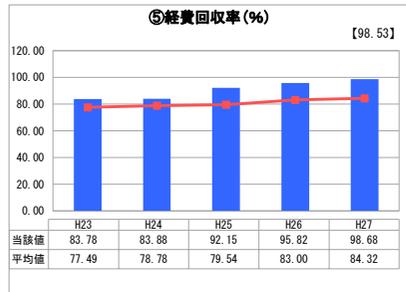
「累積欠損」



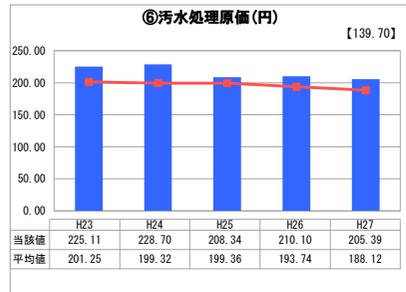
「支払能力」



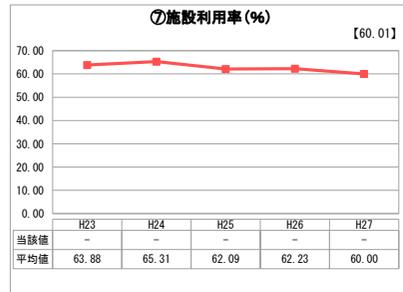
「債務残高」



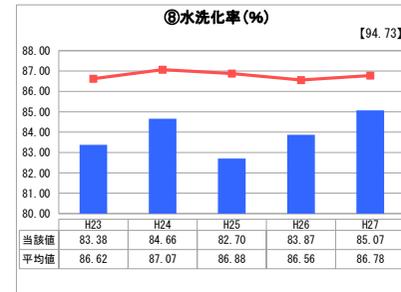
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

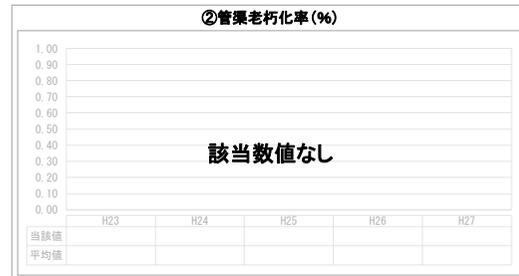


「使用料対象の捕捉」

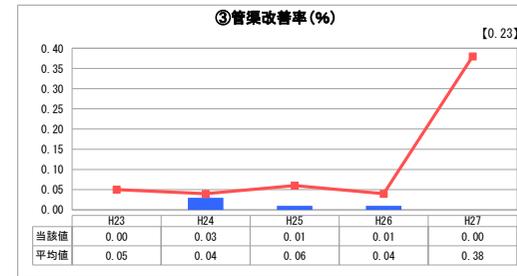
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析概

### 1. 経営の健全性・効率性について

公共下水道事業は、使用料収入のほか、一般会計繰入金、資本費平準化債等の借入によって実質収支が均衡となっている。

①収益的収支比率は、使用料収入の増及び市債償還利子等の経費の減により、平成26年度から0.27ポイント上昇をしている。

総収益に占める料金収入の割合は54.5%であり、年々割合は増加しているが、市債元利償還金の不足額について一般会計繰入金及び資本費平準化債の借入により措置をしている状況である。

④企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均を上回っているが、市債残高は減少傾向にあり、今後改善していくものと考えている。

⑤経費回収率、⑥汚水処理原価は、総費用及び地方債償還金のうち一般会計からの繰入金などで随った費用を除いて算定したものであるが、有収水量及び使用料収入の増によりそれぞれ数値は改善している。

使用料収入等の自主財源によって維持管理経費は賄えている状況にあり、引き続き、下水道への接続の促進による収入の確保、経費の節減を図っていく必要がある。

⑧水洗化率は、未普及解消のための整備事業を継続して行っているため、類似団体平均を下回っており、供用開始後の下水道への早期接続を図っていく必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始後27年を経過し、管渠は耐用年数を経過したものはまだないが、ポンプ等の機器類は老朽化の状況に応じ順次更新、修繕を行っている状況である。

今後は管渠、機器ともに老朽化が進むことから、ストックマネジメント計画の策定等により、計画的な更新、長寿命化を図っていく予定である。

## 全体総括

本市の公共下水道事業は、未普及解消事業を継続して進めていく必要があることに加え、今後更新期を迎える施設の更新、長寿命化を図っていく必要もあることから、汚水処理整備計画及び今後策定が予定されるストックマネジメント計画を基に、財政状況を見ながら適正な管理運営を行っていくことが必要である。

また、下水道事業の財政状況や経営状況を的確に把握し、経営改善に生かすため、平成31年度を目標に企業会計に移行する予定である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

鳥根県 出雲市

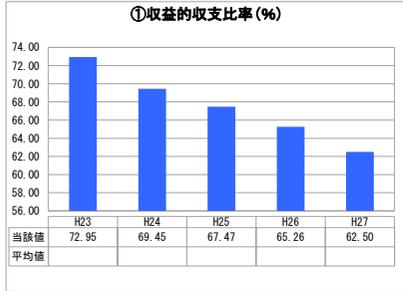
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	1.32	100.00	3,291

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
175,118	624.36	280.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,301	0.95	2,422.11

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



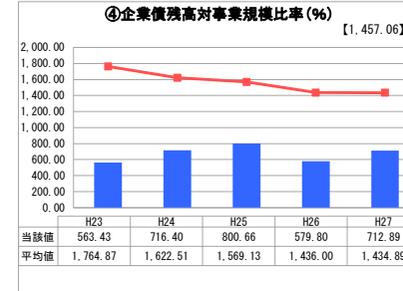
「単年度の収支」



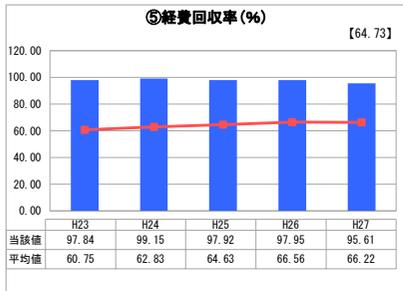
「累積欠損」



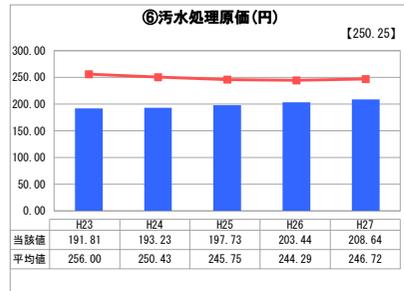
「支払能力」



「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

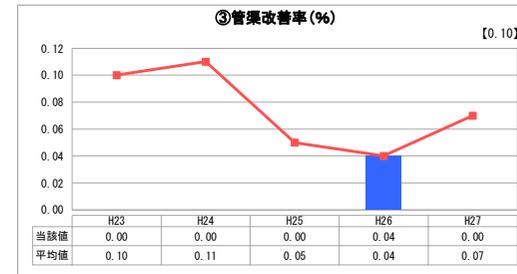
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析概

### 1. 経営の健全性・効率性について

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道事業と同一会計で事業を行っており、使用料収入等の自主財源で維持管理経費及び資本費の一部を賄うほか、一般会計繰入金、資本費平準化債等の借入によって実質収支を均衡としている。

①収益的収支比率は、算定上で算外となる資本費平準化債借入額の増加の影響等により、年々低下している。

平成27年度は、前年度から2.76ポイント低下しているが、これは経費総額に大きな増減がなかったのに対し、資本費平準化債借入額が増となったことから、総収益の一般会計繰入金（資本費充当分）が減となったためである。

総収益に占める料金収入の割合は47.02%であり、前年度に比べ相対的に上昇しているが、金額としては横ばいであり、新設事業が終了していることから大きな増額要因は見込めない状況である。

④企業債残高対事業規模比率は、市債残高が減少傾向にあるため、類似団体平均より下回っている。

⑤経費回収率、⑥汚水処理原価は、資本費の増加により、数値はいずれも悪化しているが、類似団体平均を上回っている。

⑦施設利用率、⑧水洗化率は、いずれも類似団体平均を上回っているが、新設事業が終了していることから、今後については大きな向上は見込めない状況である。

### 2. 老朽化の状況について

特定環境保全公共下水道の3施設のうち、2施設が供用開始後25年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、平成25年度から長寿命化事業を実施している。

今後はストックマネジメント計画の策定等により、管渠、機器について計画的な更新、長寿命化を図っていく予定である。

### 全体概括

本事業は、新設事業は終了し、維持管理主体の事業運営となっており、現在実施中の長寿命化事業後の施設更新は現在予定されていない。

また、水洗化率は94.18%と高く、新規接続等による収入増が見込めない状況にあることから、経費の削減を含め、より効率的な運営をめざしていく必要がある。

なお、事業の財政状況や経営状況を的確に把握し、経営改善に活かすため、平成31年度を目標に企業会計に移行する予定である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	2,869,239	3,025,510	3,174,754	3,337,309	3,502,751	3,584,077	3,644,073	3,675,437	3,737,592	3,776,132	3,797,040	3,846,723	
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,711,427	1,779,994	1,806,374	1,820,855	1,847,506	1,884,350	1,906,510	1,941,711	1,972,918	2,006,279	2,039,099	2,067,399	
	ア 料 金 収 入	1,563,951	1,631,502	1,658,659	1,672,855	1,699,528	1,735,533	1,757,115	1,792,316	1,826,469	1,859,994	1,892,890	1,924,738	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	147,476	148,492	147,715	148,000	147,978	148,817	149,395	149,395	146,449	146,285	146,209	142,661	
	(2) 営 業 外 収 益	1,157,812	1,245,516	1,368,380	1,516,454	1,655,245	1,699,727	1,737,563	1,733,726	1,764,674	1,769,853	1,757,941	1,779,324	
	ア 他 会 計 繰 入 金	1,149,486	1,237,485	1,360,324	1,511,570	1,651,517	1,696,689	1,734,640	1,730,803	1,761,751	1,766,930	1,755,018	1,776,401	
	イ そ の 他	8,326	8,031	8,056	4,884	3,728	3,038	2,923	2,923	2,923	2,923	2,923	2,923	
	2 総 費 用 (D)	1,768,826	1,774,983	1,733,759	1,727,383	1,704,537	1,666,155	1,632,082	1,594,361	1,585,857	1,567,234	1,534,309	1,527,270	
	(1) 営 業 費 用	908,823	957,145	990,393	1,041,475	1,072,299	1,084,036	1,100,453	1,112,896	1,153,652	1,180,424	1,189,709	1,222,433	
	ア 職 員 給 与 費	121,783	128,845	150,610	165,357	164,166	163,844	164,493	163,907	163,578	162,087	160,568	160,568	
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	787,040	828,300	839,783	876,118	908,133	920,192	935,960	948,989	990,074	1,018,337	1,029,141	1,061,865	
	(2) 営 業 外 費 用	860,003	817,838	743,366	685,908	632,238	582,119	531,629	481,465	432,205	386,810	344,600	304,837	
ア 支 払 利 息	860,003	817,838	743,366	685,908	632,238	582,119	531,629	481,465	432,205	386,810	344,600	304,837		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,100,413	1,250,527	1,440,995	1,609,926	1,798,214	1,917,922	2,011,991	2,081,076	2,151,735	2,208,898	2,262,731	2,319,453		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,522,672	3,336,775	3,951,188	3,424,094	3,155,262	3,149,028	3,043,230	3,186,336	3,009,414	3,083,476	2,966,227	3,083,850	
	(1) 地 方 債	2,375,500	2,331,500	3,048,300	2,433,900	2,159,300	2,152,000	2,182,100	2,064,400	1,946,100	1,943,400	1,859,800	1,862,100	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	1,060,100	965,400	857,600	715,500	605,800	546,800	505,600	491,700	446,300	403,900	371,800	303,100	
	(2) 他 会 計 補 助 金	486,261	483,307	534,391	494,158	502,656	500,335	471,471	471,419	469,061	488,276	500,921	520,884	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	547,373	421,000	257,500	313,550	396,015	388,405	288,890	528,058	461,143	515,323	466,948	559,558	
	(6) 工 事 負 担 金	99,372	94,064	110,987	112,630	97,281	108,278	100,759	122,449	133,100	136,467	138,548	141,298	
	(7) そ の 他	14,166	6,904	10	69,856	10	10	10	10	10	10	10	10	
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,612,783	4,604,357	5,411,511	5,034,020	4,953,476	5,066,950	5,055,221	5,267,412	5,161,149	5,292,374	5,228,958	5,403,303	
	(1) 建 設 改 良 費	1,844,712	1,785,152	2,526,749	2,097,370	2,010,899	2,067,172	2,014,391	2,156,063	2,021,839	2,128,420	2,034,659	2,215,079	
	ウ ち 職 員 給 与 費	164,781	185,980	216,484	208,756	207,286	206,885	207,687	206,964	206,556	204,713	202,837	202,837	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,752,115	2,802,405	2,866,062	2,916,402	2,923,743	2,980,080	3,021,861	3,092,603	3,121,839	3,146,547	3,176,957	3,170,882	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他	15,956	16,800	18,700	20,248	18,834	19,698	18,969	18,746	17,471	17,407	17,342	17,342		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,090,111	△ 1,267,582	△ 1,460,323	△ 1,609,926	△ 1,798,214	△ 1,917,922	△ 2,011,991	△ 2,081,076	△ 2,151,735	△ 2,208,898	△ 2,262,731	△ 2,319,453		

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	10,302	△ 17,055	△ 19,328									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	26,821	36,383	19,328									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	37,123	19,328										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	36,383	19,328										
実 質 収 支 黒 字 (P)	740											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	63.47	66.10	69.02	71.87	75.68	77.14	78.30	78.42	79.39	80.11	80.59	81.88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,711,427	1,779,994	1,806,374	1,820,855	1,847,506	1,884,350	1,906,510	1,941,711	1,972,918	2,006,279	2,039,099	2,067,399
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	48,314,335	47,843,430	48,025,668	47,543,166	46,778,723	45,950,643	45,110,882	44,082,679	42,906,940	41,703,793	40,386,636	39,077,854

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収益的収支分	1,296,962	1,385,799	1,507,829	1,659,075	1,799,155	1,845,241	1,883,820	1,879,983	1,907,695	1,912,875	1,900,962	1,918,847
うち基準内繰入金	1,296,962	1,385,799	1,507,829	1,659,075	1,799,155	1,845,241	1,883,820	1,879,983	1,907,695	1,912,875	1,900,962	1,918,847
うち基準外繰入金												
資本的収支分	486,261	483,307	534,391	494,158	502,656	500,335	471,471	471,419	469,061	488,276	500,921	520,884
うち基準内繰入金	324,828	328,491	335,905	332,282	329,529	324,013	316,170	315,556	320,307	335,821	350,352	365,905
うち基準外繰入金	161,433	154,816	198,486	161,876	173,127	176,322	155,301	155,863	148,754	152,455	150,569	154,979
合 計	1,783,223	1,869,106	2,042,220	2,153,233	2,301,811	2,345,576	2,355,291	2,351,402	2,376,756	2,401,151	2,401,883	2,439,731

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度			
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			106,270	96,112	105,230	106,541	114,393	124,042	126,149	127,418	128,773	130,634	128,756	129,372			
		(1) 営 業 収 益 (B)			49,965	50,615	50,208	49,801	49,625	49,702	49,288	48,874	48,460	47,839	47,425	47,011		
			ア 料 金 収 入			49,965	50,615	50,208	49,801	49,625	49,702	49,288	48,874	48,460	47,839	47,425	47,011	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他																
		(2) 営 業 外 収 益			56,305	45,497	55,022	56,740	64,768	74,340	76,861	78,544	80,313	82,795	81,331	82,361		
	ア 他 会 計 繰 入 金				55,143	44,797	53,972	55,690	63,718	73,290	75,811	77,494	79,263	81,745	80,281	81,311		
	イ そ の 他				1,162	700	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)			64,758	65,426	67,822	61,472	60,226	59,173	57,793	56,536	55,375	54,281	53,281	52,498		
			(1) 営 業 費 用			38,573	41,504	46,638	42,485	43,071	43,580	43,702	43,836	44,030	44,213	44,281	44,502	
				ア 職 員 給 与 費														
				ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他					38,573	41,504	46,638	42,485	43,071	43,580	43,702	43,836	44,030	44,213	44,281	44,502		
(2) 営 業 外 費 用					26,185	23,922	21,184	18,987	17,155	15,593	14,091	12,700	11,345	10,068	9,000	7,996		
		ア 支 払 利 息			26,185	23,922	21,184	18,987	17,155	15,593	14,091	12,700	11,345	10,068	9,000	7,996		
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)				41,512	30,686	37,408	45,069	54,167	64,869	68,356	70,882	73,398	76,353	75,475	76,874			
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)			82,916	184,994	197,340	63,354	50,983	27,522	17,663	12,552	12,279	4,763	4,775	4,788		
			(1) 地 方 債			61,900	103,100	102,200	41,800	34,800	21,900	12,500	7,600	7,800	1,900	1,900	1,900	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債					58,200	54,600	47,900	35,400	28,400	20,000	10,600	5,700	5,900				
	(2) 他 会 計 補 助 金				16,404	18,094	24,340	16,554	11,183	5,622	5,163	4,952	4,479	2,863	2,875	2,888		
	(3) 他 会 計 借 入 金																	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																	
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				4,612	63,800	70,800	5,000	5,000									
	(6) 工 事 負 担 金																	
	(7) そ の 他																	
	2 資 本 的 支 出 (G)			125,670	215,680	234,748	108,423	105,150	92,391	86,019	83,434	85,677	81,116	80,250	81,662			
		(1) 建 設 改 良 費			20,389	109,497	131,700	12,000	12,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
			ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)				105,281	106,183	103,048	96,423	93,150	90,391	84,019	81,434	83,677	79,116	78,250	79,662			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																		
(5) そ の 他																		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)				△ 42,754	△ 30,686	△ 37,408	△ 45,069	△ 54,167	△ 64,869	△ 68,356	△ 70,882	△ 73,398	△ 76,353	△ 75,475	△ 76,874			

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,242											
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,242											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	62.50	56.01	61.58	67.48	74.58	82.94	88.96	92.35	92.61	97.93	97.89	97.89
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	49,965	50,615	50,208	49,801	49,625	49,702	49,288	48,874	48,460	47,839	47,425	47,011
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,333,099	1,330,016	1,329,168	1,274,545	1,216,195	1,147,704	1,076,185	1,002,351	926,474	849,258	772,908	695,146

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収益的収支分	55,143	44,797	53,972	55,690	63,718	73,290	75,811	77,494	79,263	81,745	80,281	81,311
うち基準内繰入金	55,143	44,797	53,972	55,690	63,718	73,290	75,811	77,494	79,263	81,745	80,281	81,311
うち基準外繰入金												
資本的収支分	16,404	18,094	24,340	16,554	11,183	5,622	5,163	4,952	4,479	2,863	2,875	2,888
うち基準内繰入金	4,327	18,094	17,740	15,954	10,583	5,522	5,063	4,852	4,379	2,763	2,775	2,788
うち基準外繰入金	12,077		6,600	600	600	100	100	100	100	100	100	100
合 計	71,547	62,891	78,312	72,244	74,901	78,912	80,974	82,446	83,742	84,608	83,156	84,199